

第1部 総則

第1節 計画の方針

1-1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画（震災対策編）に基づき、住之江区役所（以下、「区役所」という。）が作成する計画であり、住之江区域の震災にかかる災害予防、災害応急対策に関する事項を定めることにより、区役所がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、大阪市ほか防災関係機関と相互に協力するとともに、区民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

1-2 基本理念

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。防災関係機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていくと同時に、区民等や事業者が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、区民等や事業者、ボランティア等が各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

区民等や事業者においても、目的、基本理念に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

1-3 地区防災計画

各地域の区民及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、必要に応じて当該地域における自発的な防災活動計画を作成することで、区役所と連携した防災力の向上に努めるとともに、区役所は必要に応じて、地区防災計画を住之江区地域防災計画にその内容を位置づけるものとする。

地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の促進に努める。策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

1-4 用語等の定義

(1) 災害

法第2条第1号に規定する災害をいう。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3) 事業者

大阪市内で事業を営む法人その他の団体または個人をいう。

(4) 区民等

住之江区民及び住之江区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、または区内を通過する者をいう。

(5) 自主防災組織

法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災または津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事ができない区民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

1-5 法令等との整合

この計画は、区役所における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

また、この計画は大阪市地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪市地域防災計画に準ずる。

1-6 計画の修正

区役所は、地域防災計画に常に検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

1-7 計画の習熟及び推進

区役所は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1-8 計画の進捗状況の把握

区役所は、計画の進捗状況を把握する。

第2節 区域の概況

2-1 地勢

住之江区は、市の南西部に位置し、北を木津川、南を大和川が流れ、西に面する大阪港に流れ込み、水に囲まれた地域となっている。区域は南港咲洲地域を除き、地盤が低い地域が多い。

2-2 住之江区に影響を与える地震

(1) 海溝型地震

遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南部の海域を経て、土佐湾までの海域（大陸プレートと海洋プレートの境界付近）で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）が8を超える巨大地震である。昭和19年（1944年）に発生した東南海地震や、昭和21年（1946年）に発生した南海地震がこのタイプにあたり、この地震が発生したときの住之江区での震度は5弱～6弱程度で、大阪湾には津波が襲来すると想定される。

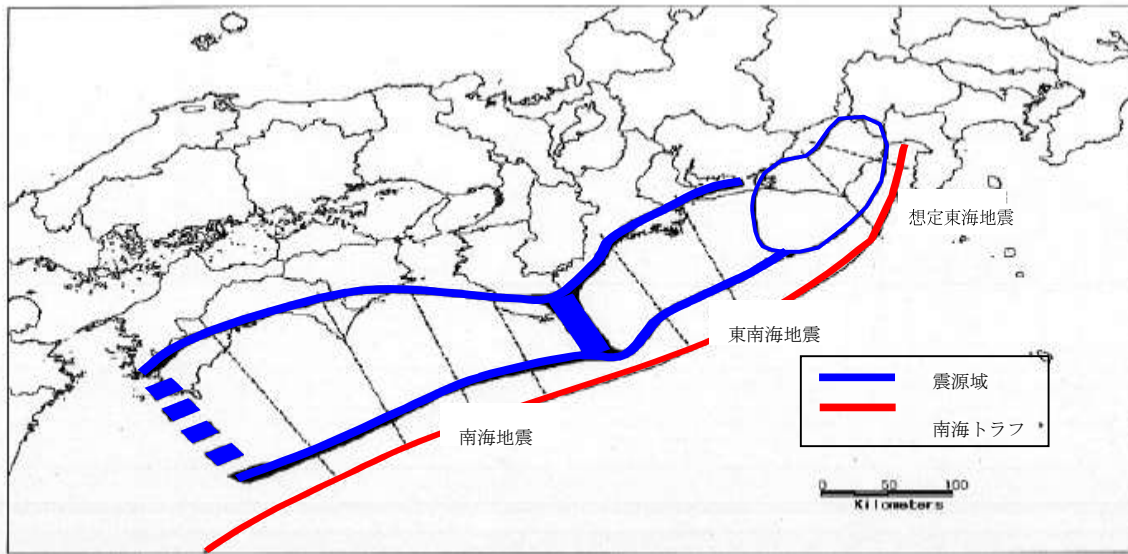


図 東海、東南海、南海地震の震源想定域

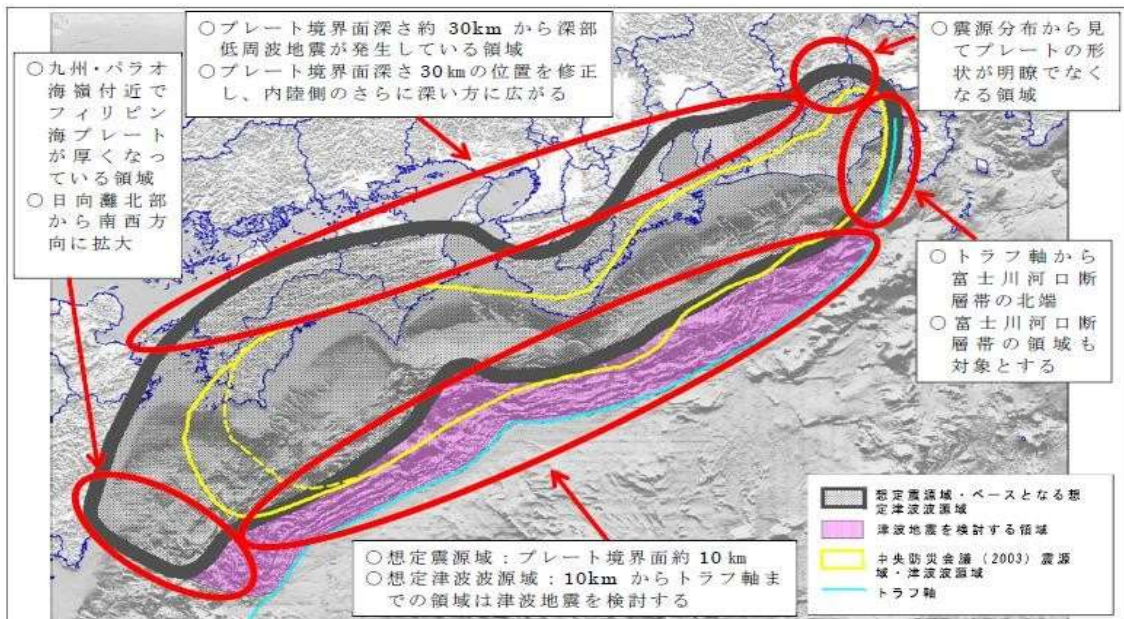


図 南海トラフ 新たな震源想定域・想定津波波源域

(2) 内陸型地震

陸域で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）は、7を超えることもあり、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」が、その代表的な例である。日本の内陸部の浅い地震は、プレート相互作用の影響を受けて大陸プレート内部で発生しており、内陸（地殻内の）地震と呼ばれている。

図 大阪周辺の活断層等

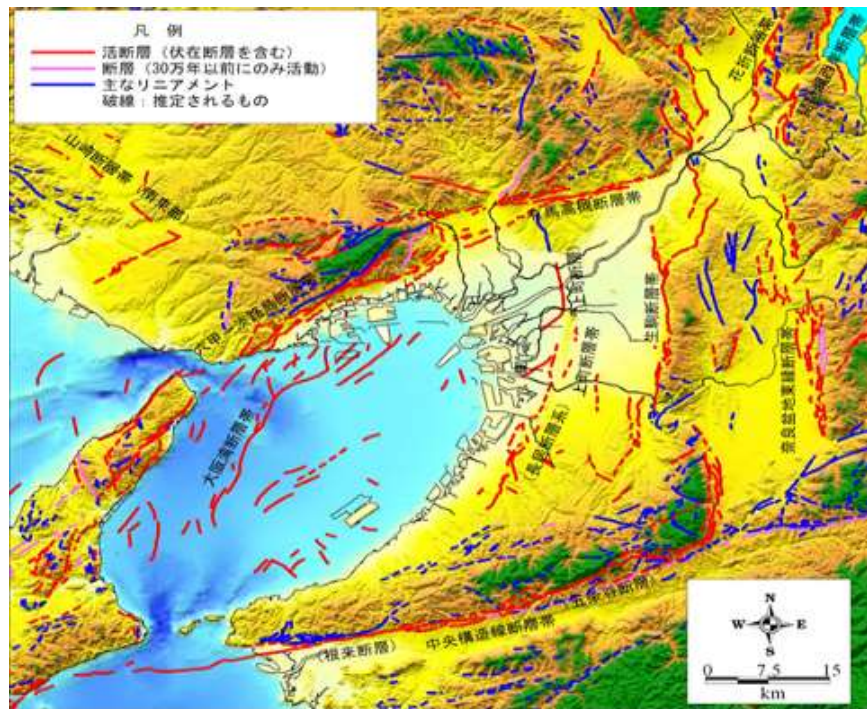


図 市域の活断層

第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

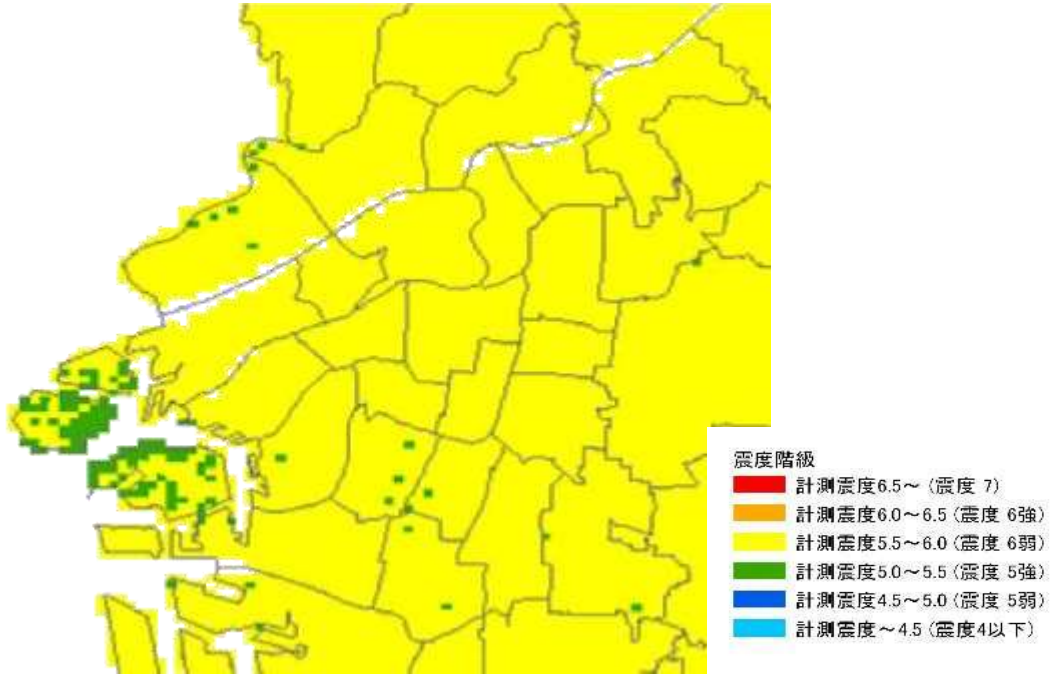
3-1 災害想定・被害想定

(1) 海溝型地震

それぞれの地震における震度分布予測は下図のとおりである。

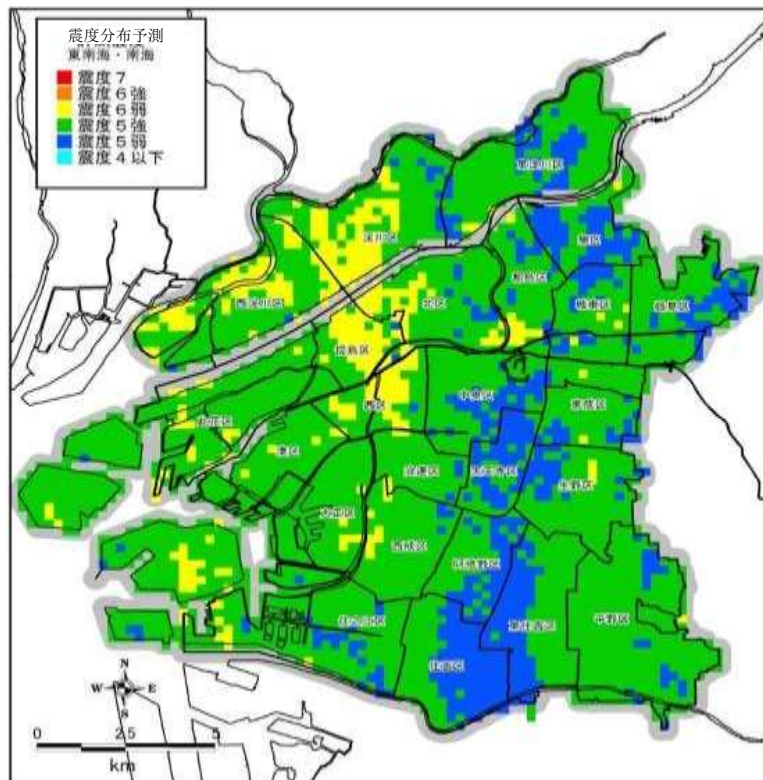
① 南海トラフ巨大地震

東海、東南海、南海地震が同時に発生した場合の想定。



② 東南海・南海地震

東南海プレート、南海プレートのいずれかで地震が発生した場合の想定。



(2) 液状化

液状化現象とは、地震の震動によって地盤が液体状になる現象である。

大阪市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。

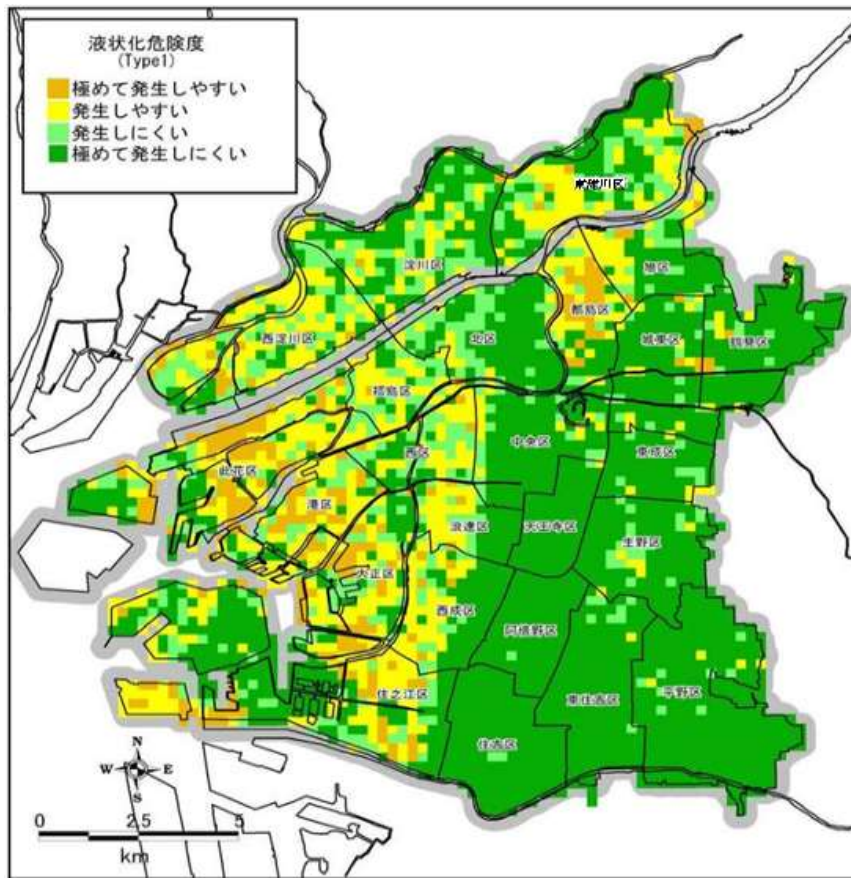


図 液状化の予測

(3) 津波

海溝型地震の場合には、区内全域に甚大な被害をもたらす津波が襲来する可能性がある。

① 津波高さ（最大値）

	南海トラフ巨大地震	東南海・南海地震
住之江区	5.1 m	3.5 m

数値は「平均海面の高さ（海拔0 m）」からの津波高さ。

満潮・干潮により高さが変わることには注意。

② 津波到達時間（地震発生後最短到達時間（分））

住之江区	110分
------	------

③ 津波による浸水被害

津波による大阪市域における浸水被害は下図のとおりである。

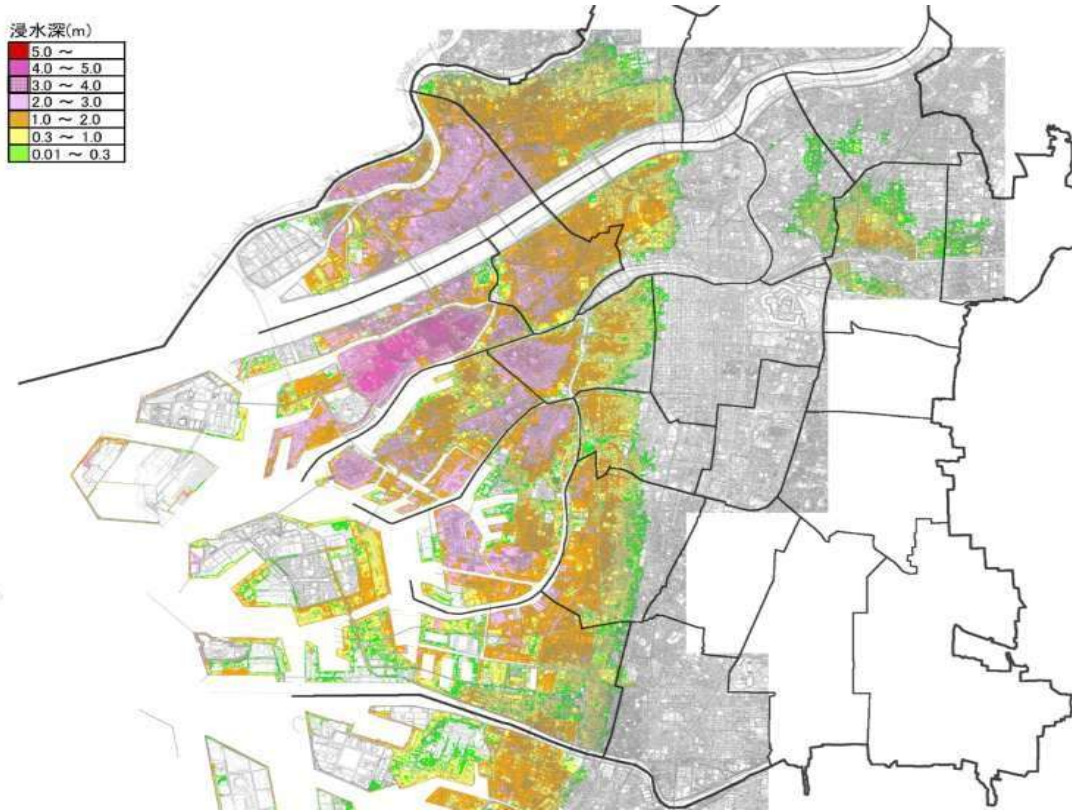


図 南海トラフ巨大地震浸水予測

(平成 25 年 8 月 8 日 第 3 回大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

② 南海トラフ巨大地震に係る「堤防沈下等」、「津波」による死者数

(平成 25 年 10 月 30 日 第 4 回大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

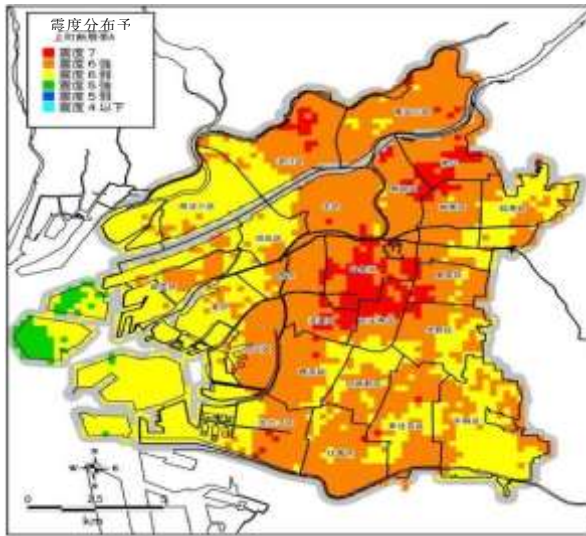
(単位：人)

		住之江区	大阪市全体
早期避難率 低	堤防沈下等	25	18,974
	津波	5,006	100,375
避難迅速化	堤防沈下等	0	7,882
	津波	0	0

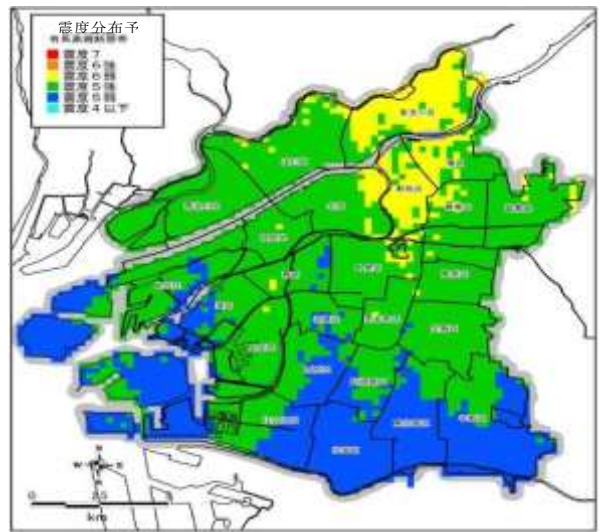
(4) 内陸型地震

① それぞれの断層帯における震度分布予測は下図のとおりである。

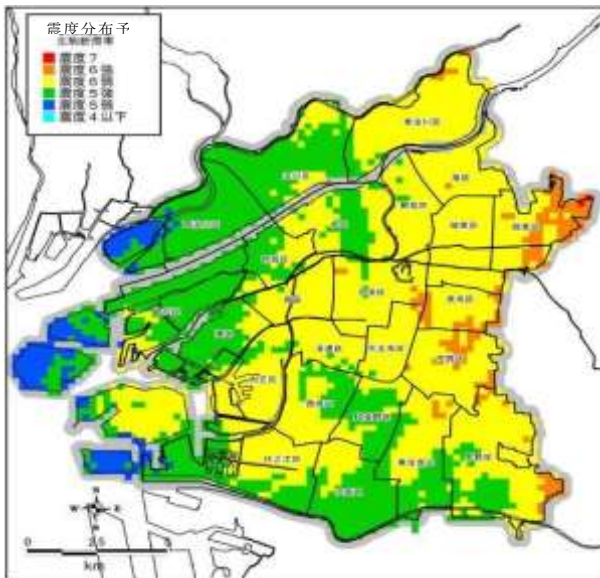
上町断層帯地震



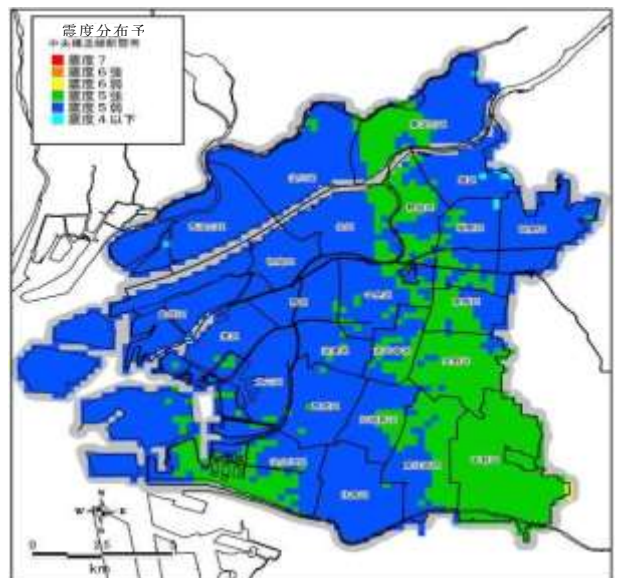
有馬高槻断層帯地震



生駒断層帯地震



中央構造線断層帯地震



② 上町断層帯地震による死者数

(単位：人)

	住之江区	大阪市全体
死者数	226	8,500

第4節 区民等・事業者・区役所の責務と役割

4-1 区民等の責務・役割

区民等は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

さらに、区民及び自主防災組織は、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-2 事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続または早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。

さらに、事業者は、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-3 区役所の責務・役割

区役所は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、大阪市ほか防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施するとともに、住之江区の防災性の向上を図るため、危機管理室を通じて国等に必要な働きかけを行う。

また、自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。

さらにボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに要配慮者に配慮するよう努める。

(1) 全般

住之江区域内の防災に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

- ① 防災に関する組織の整備
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 防災に関する訓練の実施

(3) 災害応急対策に係る事項

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 災害情報等の広報及び広聴
- ③ 水、食料、生活関連物資の供給
- ④ 義援金品の配分